

コーディネーターが解説!



今年7月に成立した、新臓器移植法について解説します。しかし、法律が成立しても運用指針(ガイドライン)の作成はこれからになるので、実際に現場で起きるであろう事象についての解説は、考えられる範囲のことになります。法律が施行された際とは違う部分も出てくるかもしれませんが、平成21年8月現在の速報としてお知らせします。

臓器移植法改正案 成立特集

文：新潟県臓器移植コーディネーター 秋山政人

① 新臓器移植法って?

国会審議中は「臓器移植に関する法律の一部を改正する法律案」といい、現行法が生かされている部分と新しく追加・変更した部分とがあります。従って、今回成立した法案は「(新)臓器の移植に関する法律」となります。

今般の改正で何が変わったのか、要点は右記の表の通りです。現行法では、臓器提供意思表示カードの記入有効年齢の厳格化(15歳以上)で、小児における法的脳死判定はできず、小児の臓器提供が事実上できませんでした。しかし、今般の改正では諸条件をクリアすれば小

児の臓器提供もできるようになります。臓器提供意思表示カードがなくても、法的脳死判定が年齢に関わらず家族の承諾ででき、小児の臓器移植に道が開かれたこととなります。

普及啓発については、地方自治体に課せられた責務が変更になりました。現行法では、地方自治体は普及啓発について「努めなければならない」としたが、改正では「講じなければならない」となり、必須となりました。従って、官民一体の活動をもって、今以上に普及啓発が強化されます。

② 法律でいう「脳死」って?

今般の法改正の審議や報道で「一律に脳死は人の死」という議論があり、ずいぶん誤解を生みました。新臓器移植法でいう「脳死」とは病態として、言い換えれば医学的に見て脳死は人の死である、ということに基づいて法律をまとめています。実際には、臓器提供を望んだ場合に限りその判定を受けることとなり、脳死と診断されれば、すべての患者さんが死亡診断されるということではありません。

すなわち考え方は現行法と同じことで、「臓器提供を希望する」という前提がなければ診断のための検査は行われません。「前提」とは、15歳以上であれば臓器提供意思表示カードに「拒否」の意向がない方。また、15歳未満の小児ではご家族の付度となります。ただし15歳以上で「拒否」の意思を示しておらず、かつ臓器提供意思表示カードがない方は、小児と同じご家族の付度で法的脳死判定が行われることとなります。

<提供意思要件>

臓器提供意思表示カードの記入有効年齢は15歳以上。(現行法と同じ)

家族への聴取などで、本人の「拒否」の意思がない場合は、年齢を問わず家族の付度で臓器提供ができる。(虐待など、故意の第三者行為がないことが必須)

<脳死判定要件>

家族への聴取などで、本人の「拒否」の意思がない場合は、家族の書面による承諾で法的脳死判定ができる。

<普及啓発>

国、および地方自治体は、移植医療の普及啓発の策を講じなければならない。

県内の臓器提供および移植の状況

(1) 献腎提供者・献腎移植者・献腎移植待機者の状況

Table showing kidney donation and transplantation statistics from H8 to H20. Columns include year, national total, and Niigata Prefecture counts for donors, recipients, and waiting list.

(2) 献眼登録者・献眼者・移植者・待機者の状況

Table showing eye donation and transplantation statistics from H8 to H20. Columns include year, national total, and Niigata Prefecture counts for registrants, donors, recipients, and waiting list.

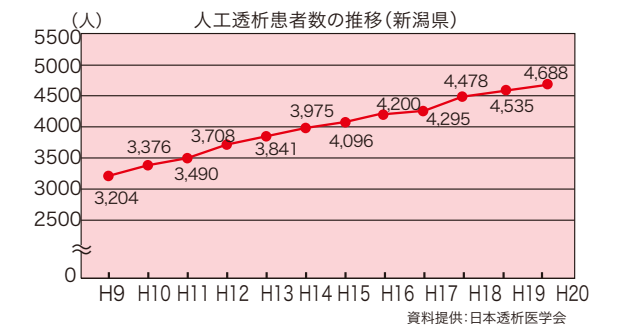
(3) 臓器移植コーディネーターの活動状況(平成20年度)

Table detailing the activities of organ transplant coordinators in Heisei 20, listing dates, facilities, and types of transplants performed.

※1...腎数 ※2...眼数

(4) 人工透析患者の状況

腎不全のため人工透析を行っている患者さんは年々増加しています。(下図) 腎不全の唯一の根本治療法は腎移植であり、多くの患者さんがこれを待ち望んでいます。



あなたの学校に講師を派遣します

命 Relay for you 学習会



移植医療の現状を知り、命の尊さについて一緒に考えてみませんか? 教科や行事などにご活用ください。※講師料・旅費など、学校側の費用負担はありません。

<平成20年度 実施校> 上越市立大島中学校、上越市立頸城中学校、敬和学園高等学校、独立行政法人 国立病院機構 新潟病院附属看護学校、国際メディカル専門学校

<事業の効果> 中学校、高等学校、看護専門学校および県コーディネーターが非常勤講師を務める大学などで授業をし、各年代における移植医療の知識・意義について十分に伝達できたと評価しています。



■派遣講師 新潟県臓器移植コーディネーター 秋山政人 県内全域で臓器移植に関する知識の普及啓発を行い、臓器提供の情報があれば24時間体制で現場にかけつける経験豊かなコーディネーターです。

■派遣元 (財)新潟県臓器移植推進財団 ■後援 新潟県、新潟県教育委員会、新潟県医師会

お申し込み・お問い合わせは当財団までお願いします。

財団の活動・運営にご協力ください

【賛助会員加入のお願い】

財団の活動は基本財産の運営益と善意の賛助会費、および寄付金で行っています。賛助会のご加入、ご継続をよろしく願いいたします。

★賛助会員(年会費)

法人 1口 10,000円 個人 1口 1,000円

(ご入金は郵便振替、または銀行振込でお願いします)

■郵便振替の場合 口座番号 00500-4-76919 財団法人 新潟県臓器移植推進財団

■銀行振込の場合 北越銀行 県庁支店 普通口座 237932 財団法人 新潟県臓器移植推進財団 皆様のご協力をお願いいたします

【財団法人新潟県臓器移植推進財団理事名簿】 平成21年6月30日現在

- 理事長 荒川 正昭 (新潟県福祉保健部参与)
■副理事長 阿部 春樹 (新潟大学大学院医学総合研究科・眼科教授)
■常務理事 下條 文武 (新潟大学長) 高橋 公太 (新潟大学大学院医学総合研究科・泌尿器科教授)
■理事 内山 聖 (新潟大学教育研究院医学系系長) 畠山 勝義 (新潟県病院協会会長) 薄田 芳丸 (新潟県医師会理事) 藤井 青 (新潟県眼科医会会長) 甲田 豊 (新潟県透析医会会長) 吉田 和清 (新潟県立六日町病院長) 吉田 和夫 (新潟県市長会・胎内市長) 品田 宏夫 (新潟県町村会・刈羽村長) 大口 弘人 (新潟県社会福祉協議会常務理事) 加藤 弘明 (新潟県ライオンズ・アイバンク協議会理事)

■監事 若井 静子 (新潟日米協会監事) 高井 昭三 (元新潟県保健衛生センター参事)

【財団法人新潟県臓器移植推進財団評議員名簿】 平成21年6月30日現在

- 評議員 西 慎一 (新潟大学医学総合病院血液浄化療法部准教授) 齋藤 和英 (新潟大学医学総合病院泌尿器講師) 松田 英伸 (新潟大学医学総合病院眼科医師) 柳原 俊雄 (新潟県医師会理事) 森下 英夫 (長岡赤十字病院副院長) 長部 タミ (新潟県看護協会会長) 佐々木 隆 (新潟県腎臓病患者会友の会会長) 関根忠三郎 (新潟県ライオンズ・アイバンク協議会副理事長) 堀内 義信 (新潟県厚生農業協同組合連合会代表理事) 渡辺 隆 (新潟日報社論説委員長) 石川 学 (敬和学園高等学校社会科教師) 阿部 俊幸 (新潟県保健所長会副会長)

■顧問 岩田 和雄 (新潟大学名誉教授) 大石 正夫 (白根健生病院眼科部長) 平沢 由平 (信楽園病院顧問)